

自己申告書

年 月 日

周南市長

申告者 住 所
氏 名
(電 話)

都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に適合していることについては、下記のとおり申告いたします。なお、この申告書に記載した事項は事実と相違ありません。

記

開発行為 (建築) の概要	開発区域 (建築敷地) の地番	周南市	
	開発区域 (建築敷地) の面積及び地目	平方メートル	田 ・ 畑 ()
	予定建築物の用途 及び建築予定面積	自己用住居 ・ 農業用倉庫 () 平方メートル	
農林漁業を営む者に該当する根拠	農 業	1	10 アール以上の経営耕地を有している者 田 ・ 畑 アール
		2	年間における農産物総販売額が 15 万円以上ある者 万円
		3	前各号の 1 に該当する業務に年間 60 日以上従事する者 日
	林 業	1	1 ha 以上の保有山林を有している者 ha
		2	年間における農産物総販売額が 15 万円以上ある者 万円
		3	前各号の 1 に該当する業務に年間 60 日以上従事する者 日
	漁 業	1	年間における漁獲物総販売額が 15 万円以上ある者 万円
		2	前号に該当する業務に年間 30 日以上従事する者 日

(注) 1 予定建築物の用途について政令で定める建築物の場合は政令第 20 条を参照のこと。
2 農地を転用する場合にあっては、別途農地法に基づく許可が必要となるので、農業委員会において協議のこと。
3 経営耕地とは自作地＋小作地（貸付地は含まない。）
4 保有山林とは自ら経営している山林（他人から借りて保有している土地を含む。）

(参 考)

ア	畜舎、蚕室、温室、育種苗施設、家畜人工授精施設、孵卵育施設、搾乳施設、集乳施設、農作業舎、魚類畜養施設、米麦乾燥調整施設、たばこ乾燥施設、のり・わかめ乾燥施設、野菜集荷施設、果実集荷施設、漁獲物水揚げさばき施設の用に供する建築物その他これらに類する農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する建築物
イ	堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設、物置漁船漁具保全施設、養殖用飼料等保管施設、漁船用補給施設の用に供する建築物その他これらに類する農業、林業又は漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物
ウ	家畜診療の用に供する建築物
エ	用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物又は索道の用に供する建築物
オ	前各号に掲げるもののほか、農業、林業又は漁業の用に供する建築物が 90 平方メートル以内の建築物 農業林業又は漁業の範囲については、それぞれ日本標準産業分類 A－農業、B－林業・狩猟業、C－漁業・水産養殖業の範囲を標準とし、季節的なものであってもこれを含めるものとするが、家庭菜園等生業として行うものでないと認められるものは含めない。
カ	農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物 「農業、林業又は漁業を営む者」とは、専業者はもとより被傭者を含むものとするが、当該市街化調整区域内において農業、林業又は漁業の範囲に属すると認められる業務に従事していること。 この場合において、臨時的と認められる者は含まないが、世帯員のうち 1 名以上の者が農業、林業又は漁業の業務に従事すれば足りる。

添付図書

1. 自己申告書
2. 位置図
3. 分限図
4. 求積図
5. 開発区域平面図（建築物配置図 ・ 立面図）
6. 誓約書（住宅の場合は必要）
7. 農家証明書（農業委員会）もしくは、農・林・漁業において年間 15 万円以上の所得証明書
8. 接道について建築審査係と協議が必要